

11月17日に合意された諮問事項について

11月17日に開催された議会運営委員会において、本日の議会運営委員会で審議する諮問事項を以下のとおり決定した。

【継続審議中の諮問事項】

No.	要 旨
1	本会議場や委員会室のWi-Fi等の環境整備について 提案理由 令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となりました。今後は、本会議場や委員会室のWi-Fi環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。

【初回審議の諮問事項】

No.	要 旨
2	陳情の参考送付について 提案理由 板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。 そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきであると考えている。
3	討論のあり方について 提案理由 1. 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。 2. 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

No.	要 旨
4	<p>意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて</p> <p>提案理由</p> <p>意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。</p> <p>以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。</p>

諮問事項1 本会議場や委員会室のWi-Fi等の環境整備について

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

令和5年第2回定例会より、本会議場や委員会室へのタブレットやパソコン、携帯電話の持込みが可能となった。今後は、本会議場や委員会室のWi-Fi環境整備と電源確保も含めて必要であるとの認識から環境整備を提案する。

3 環境整備の必要性（論点）

（1）Wi-Fi 設備

①インターネット検索の必要性

- ・会議中にインターネット検索を行う頻度
- ・スマートフォンではなく、パソコンやタブレット端末などでインターネット検索を行う必要性
- ・ポケットWi-Fiの持込みやテザリングでの代用の可能性 など

②質疑等への支障

- ・Wi-Fi環境がないことによる不都合の有無
- ・具体的な支障の事例 など

③ペーパーレス化進展の可能性

- ・Wi-Fi設備の整備により紙資料が不要となり、ペーパーレス化が進展する可能性 など

④整備の即時性

- ・今すぐ整備する必要性 など

（2）電源設備

①電源担保の必要性

- ・パソコンやタブレット端末の電源が切れる可能性
- ・休憩中の充電では、対応しきれない事例
- ・モバイルバッテリー持込みなど代用の可能性 など

②ペーパーレス化進展の可能性

- ・電源設備の整備により紙資料が不要となり、ペーパーレス化が進展する可能性 など

③整備の即時性

- ・今すぐ整備する必要性 など

4 対応策

案① 環境整備を進める。

案② ポケットWi-Fiやモバイルバッテリーの持込みを推奨する。

※ 上記の案に加えて、パソコンやタブレットなどを自身のスマートフォンにつなぎ、インターネットを利用するテザリングを行うことも有効である。

案③ 会議中に電源が切れた場合、事務局が用意する延長コードを利用する。（電源設備の対応策）

案④ パソコン等端末の持込み状況に鑑み、今後改めて必要性を検討していく。

【参考】議会のICT化及び情報公開検討部会での検討内容（最終報告書抜粋）

1 設置経緯

議会のICT化及び情報公開に関する7項目の諮問事項について議論するため、令和元年10月3日の議会運営委員会において、「議会のICT化及び情報公開検討部会」を設置した。

2 導入を予定していたタブレット端末

(1) タブレット端末の機種

iPad Pro 12.9インチ

(理由)

- ・iPadは直観的に操作でき、タブレットが初めての方でも扱いやすい。
- ・iOS搭載のiPadは、他のOSと比較してセキュリティが高い。
- ・iPad Pro 12.9インチは、A4サイズの資料を原寸大で表示可能。

※調達する時期においてiPadの最新モデルが発売されている場合は、最新モデルとの比較検討が必要（ただし、予算の範囲内で調達する）。

(2) タブレット端末の調達方法

レンタル契約により区が調達する。

(理由) 初期設定や遠隔データ消去、機能制限などの管理者ツール、故障時の保証、紛失等のトラブル対応窓口などのサービスを利用するため、キャリアとの法人契約により調達する。

(3) タブレット端末の通信方法

回線付き端末のLTE通信（5GB超で速度制限）

※本会議場や委員会室のWi-Fi環境は整備しない。会派控室や議員の自宅、事務所におけるWi-Fiの利用は妨げない。

(4) 文書共有システム*

Side Books（サイドブックス）

*文書共有システム

クラウド上にあるサーバーにデジタル化した資料を保存しておき、タブレット端末やノートPC等からインターネットを経由して資料にアクセスできるシステム

(5) チャットアプリ（連絡・日程調整用）

LINE WORKS（ラインワークス）

3 導入経費（初年度年間経費）

(1) タブレット端末（iPad Pro 12.9インチ/56台*¹/レンタル4年の場合）

初期費用	580,000円
経常費用* ²	4,486,272円
消費税	506,627円
合計	5,572,899円

*¹ 議員46台+事務局10台

*² 基本料、データ定額（5GB）、レンタル保守、ヘルプデスク、ウイルス対策ソフト、MDM費用、LINEWORKS使用料を含む。

(2) 文書共有システム (Side Books)

初期費用 (初期設定、利用者講習会)	480,000 円
経常費用 (クライアントライセンス、サーバ容量 11GB)	1,020,000 円
消費税	150,000 円
合計	1,650,000 円

タブレット端末の導入経費が高額になることから、議員所有のタブレット端末の活用等の方法についても検討すべきとの意見があった。

4 結論

No.1 「ペーパーレス化について」 及び No.9 「議場及び委員会室等にノートPC・タブレット端末等の持ち込みについて」

タブレット端末を導入し、議会資料のペーパーレス化を図ることで、議会運営の効率化及び議会活動の活性化が期待できる。また、区の一括調達により、タブレット端末の初期設定や紛失・盗難・故障などのトラブル対応、研修講師の派遣などのサービスを利用することができる。

一方で、新型コロナウイルスの感染拡大により、区財政が受ける影響は計り知れず、令和3年度予算編成は過去に例を見ない厳しい状況が想定されている。区の新規事業実施の基本的な考えとしては、スクラップ・アンド・ビルドの観点から、既存事業の廃止・見直しを前提としているほか、来年度に必ずしも開始する必要のない不急の事業については、実施を見合わせることにしている。

よって、タブレット端末の導入にあたっては、非常に厳しい区の財政状況を踏まえ、実施時期や財源等について、慎重に判断する必要がある。

<対応案>

- ① 実施時期の先送り
- ② 財源の確保
 - ア 政務活動費の額の見直し
 - イ 費用弁償の額の見直し
 - ウ 議会運営委員会、行政視察の廃止
 - エ 議会図書の見直し

※上記のほか、議員所有のタブレット端末の持ち込みによる対応という意見もあった。



令和2年9月30日の議会運営委員会において、「実施時期の先送り」を決定

諮問事項2 陳情の参考送付について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

板橋区議会では、区政に関わる内容とはほど遠く、審査・審議することが極めて困難な陳情も散見されており、実際に審査・審議を行わず、審議未了とする状況も起きている。本来は区政に深く関係している内容や区民からの陳情を第一義的に審査・審議することが求められていると考えるが、ほとんどすべての陳情を受理し審査・審議している状況では、議会や理事者側の負担も大きくなっている。

一方で、他区の陳情の取扱いを見てみると、様々な取扱いとなっている。例を挙げると、陳情を付託せずに議員への参考送付にとどめる取扱いや区民以外から提出された陳情は付託しない取扱いをしている区がいくつか存在している。

そこで、陳情の参考送付について、他区の状況を調査し、板橋区議会においての有用性や可否を検討すべきであると考えます。

3 他区（22区）の陳情取扱い状況

陳情はすべて参考送付としている区 3区	左記以外の区 19区
------------------------	---------------

↓

【参考送付等の基準】

区民以外からの陳情	9区
一定期間内に結果が出た陳情	5区
郵送の陳情	5区
継続中の請願（陳情）や同時に付託される請願と同内容の陳情	3区
外交問題（国際紛争）に関する陳情	2区
請願の扱いに準じると委員会が決定した陳情のみ審査	2区
毎年同じ内容で提出される陳情	1区
意見書の陳情	1区

※板橋区議会において、付託除外基準としているものを除く

4 解決策

区民からの提出など、区政に深く関係する陳情の審査時間を優先的に確保するため、一部陳情については、全議員への「参考送付」とする基準を設定する。

【参考送付基準の案】

- 案① 区民（在勤・在学者を含む）以外からの陳情は、参考送付とする。
- 案② 郵送（障がい等の理由で来庁できない方は除く）の陳情は、参考送付とする。
- 案③ 過去1年間において結論が出た陳情で、状況の変化がないものは、参考送付とする。
- 案④ 外交問題（国際紛争）及び国際機関等からの指摘等に関して国等に対応を求める陳情は、参考送付とする。

諮問事項3 討論のあり方について

1 諮問事項提案会派

自民党

2 提案理由

- (1) 板橋区議会では委員会制を導入しており、概ね委員会に所属する議員が審査・審議し、本会議において討論を行っている。委員会に所属せず本会議で討論を行うことを否定するものではないが、当該委員会の議案や陳情の審査・審議に対して十分な理解を有しない状態で討論を行うことにならないようにすべきと考える。
- (2) 一般質問や総括質問等においては時間制がとられているが、討論においては時間制限がなく、何時間でも討論が可能となる状態が許されている。また委員会での質疑時間は一人20分を基調としていることから討論時間についても調整すべきと考える。

3 討論に関する申合せ

討論者や討論時間に関する申合せはないが、討論申し出の期日を定めた申合せがある。

4 解決策

(1) 討論者

討論は、当該委員会の委員が行うことを原則とする。

(2) 討論時間

議題に応じて一律の討論時間の目安を設定する。

予・決算特別委員会報告に関する討論 → 例：15分

上記以外（請願・陳情、議案等） → 例：5分

諮問事項4 意見書等の提出に関する陳情の取り扱いについて

1 諮問事項提案会派

公明党

2 提案理由

意見書等の提出を求める陳情は、各常任委員会に付託して審査しているため、賛成多数で採択となる場合があるが、全会一致ではない場合があるため、意見書等を提出することができない場合がある。そのため、議会としての道義的責任が生じると考える。また、4人会派等、所属していない委員会で全会一致の採決となった場合、該当する会派は、委員会終了後、作成された意見書を案文で確認している。

以上の課題を解決するため、意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論することを提案する。

3 現状

議会慣行では、意見書等については、原則として全会一致により提出となっているため、意見書提出を求める陳情が賛成多数で採択となった場合、板橋区議会が賛成多数で採択した陳情の内容を関係機関に伝えるにとどめている。

4 課題

(1) 議会の行動原則の矛盾

「意見書の提出を求める陳情」を多数決で表決をしている一方で、意見書の提出は全会一致を原則としている。

(2) 議会として不作為の可能性

議会として陳情を議決（採択）しておきながら、自らは議決に伴った行動をしていない。執行機関送付の陳情を議決（採択）した際は、議会として執行機関に誠実な対応を求めていることとの整合性が問われている。

(3) 陳情者に対する説明責任

議会としては、意見書の提出を原則として全会一致としていることや、関係機関に陳情の写しを送付することでは、陳情者に対する説明責任が果たせていない。

5 解決策

意見書等の提出を求める陳情については、採決が前提である「陳情」審査ではなく、議会全体の合意が図れるように、議会運営委員会への参考送付とし、意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論する。